

【様式2】

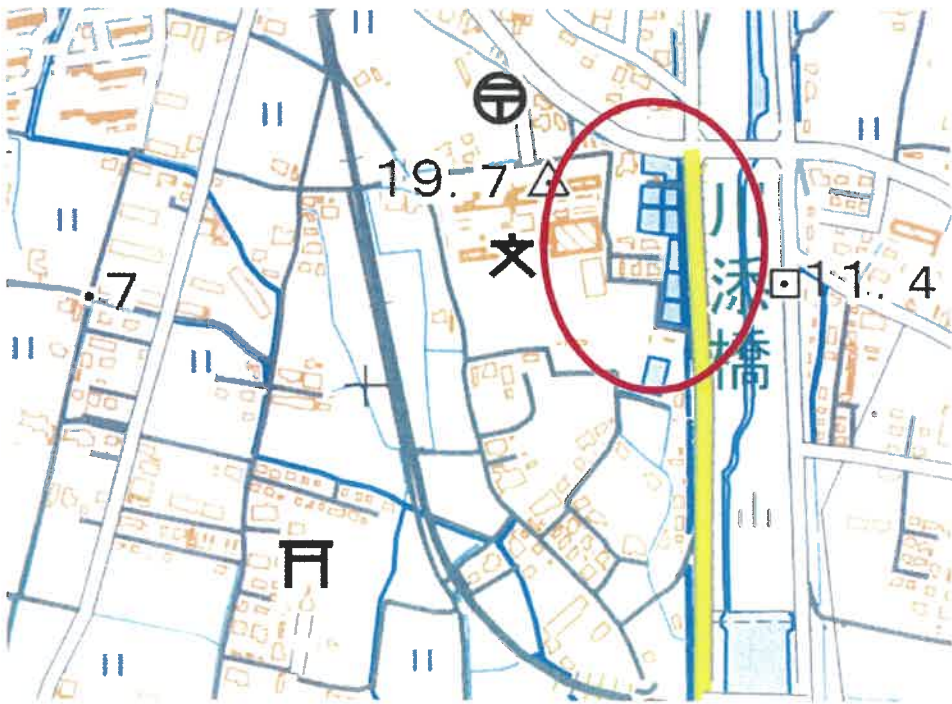
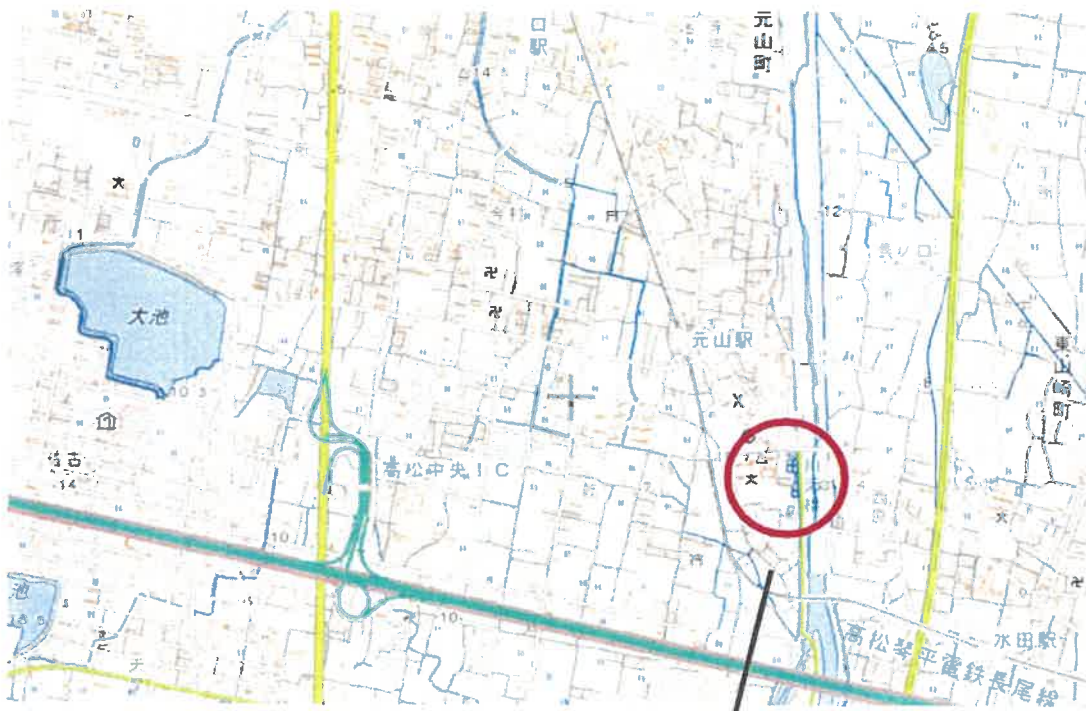
香川県会計規則第184条の2第2号に基づく随意契約の締結前情報

部(局)・課(所)名	農政水産部 水産課
件名	淡水漁業種苗センター跡地除草業務
契約内容	別紙 仕様書のとおり
契約予定日	令和8年7月3日(金)
納期又は履行期間	令和8年10月31日(土)
契約の相手方の選定基準及び決定方法	<p>[選定基準]</p> <p>香川県会計規則第184条第9号アに係る施設等であって、県内に事業所を有し、かつ上記契約内容が実施可能であるもの</p> <p>[決定方法]</p> <p>見積書と比較し、予定価格の範囲内で最低価格を提示した事業者と契約する。見積書の提出が1事業者のみであった場合は、予定価格の範囲内であるか確認のうえ契約する。</p>
契約の申込み方法 (見積書受付期間、見積書受付場所等)	<p>[見積書受付期間]</p> <p>令和8年6月19日(金)から令和8年6月26日(金)まで</p> <p>[見積書受付場所]</p> <p>香川県農政水産部水産課 (高松市番町四丁目1-10 県庁本館18階)</p>

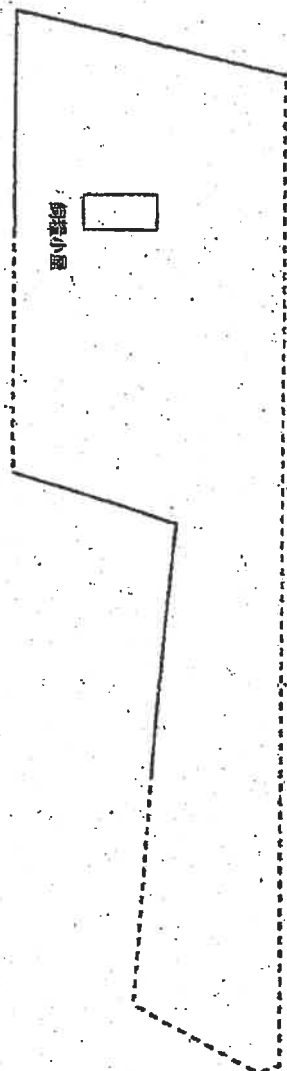
淡水漁業種苗センター跡地除草業務仕様書

- 1 業務名 淡水漁業種苗センター跡地除草業務
- 2 業務場所 高松市元山町 97 番 2
淡水漁業種苗センター跡地（跡地略図 別添）
- 3 業務内容 (1) 跡地内の除草・草刈
(2) 上記 (1) の業務により生じた草等の処分
- 4 業務期間 令和 8 年 7 月 3 日から令和 8 年 1 0 月 3 1 日まで
- 5 作業日の連絡 予め、除草等を予定する日を県に連絡し、了解を得ること。
- 6 業務報告 業務が完了した時は、遅滞なく業務成果報告書(作業時の写真等を添付)を提出し、検査を受けること。

淡水漁業種苗センター跡地



この地図は、地理院地図の標準地図を使用したものである。



特殊小屋

